

学校いじめ防止基本方針

高松市立一宮中学校

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

いじめとは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。

具体的な態様は、以下のようなものがあげられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- なかまはずれ、集団による無視をされる
- 軽度・重度を問わず、ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、または強要される
- インターネットにつながる機器を利用して、誹謗中傷や嫌なことをされる、または強要される 等

上記の定義から、すべての教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、全ての生徒に関係する問題である。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない安心で楽しい学校生活」を送れるよう、学校・地域・家庭・関係機関が相互連携の下、以下の「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1)いじめを許さない、見過ごさない集団づくりに努め、なかまづくりを推進する
- (2)生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する
- (3)いじめの早期発見のために、家庭や地域との連携を図り、様々な手段を講じる
- (4)いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や関係機関と協力して、解決にあたる
- (5)学校と家庭が協力して、事後指導にあたる

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき事案も含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえたうえで、早期に警察と連携した対応を取る必要がある。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、いじめを自分たちの問題として考えられるよう、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らぬ顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1)いじめを許さない、見過ごさない集団づくり

①なかまづくり

すべての子どもたちがお互いの存在を実感し、自己肯定感を育み、集団における責任感や信頼感がもてるよう、クラスミーティングや学年ミーティング、学年をこえた学校全体の語り合いの場である「全校ミーティング」を通したなかまづくりを推進する。

②スマイルあいさつ運動、「強めよう絆」月間

いじめゼロをめざした活動を行い、明るく活力ある学校づくりを推進する。活動を通して、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的に活動できる集団づくりに努める。

③道徳の日

毎月、自己肯定感を育てる日(道徳の日)を設定し、自己の生き方を考える道徳の授業や道徳ノートの活用などを通して、心と心の連携を図る。

④教職員の取組

教職員の言動がいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払い、教職員研修を充実したものとする。

(2)生徒一人ひとりが自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくり等の基盤となる基本的な生活習慣の定着は、学習を支える上でも基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動の推進をはかる

- ・生徒の自発的な活動を支える生徒会活動の充実
- ・「生徒どうしのつながり」を重視した学習形態や自主学習への工夫

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを導入し、自分と他人では思いや考え方を違うことに気付かせ、その中で認められる自分が存在することを感じさせることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学級・学校生活を送ることができるよう努めていく。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

集団としての活動を通して、規範意識を育てるとともに、友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな学力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間において、道徳性の育成につながる体験活動を推進する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、日頃から、学校と市教育委員会、家庭や地域、関係機関との連携を図り、様々な手段を講じる。

① いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが第一に重要であることを全教職員が共通理解し、すべての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さず、積極的に認知する姿勢を大切にする。

② おかしいと感じた生徒がいる場合には、職員室での自由な会話や生徒指導委員会等の場において気付いたことを伝え合い、共有し、より多くの教職員で当該生徒を見守る。

③ 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的にはたらきかけ、生徒に安心感をもたらせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、教育相談活動等で当該生徒から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。

④ 「いじめを考えるアンケート」や「学校生活アンケート」、「教育相談アンケート」、「Q-U調査」を年間複数回実施することにより、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざし、実践的な態度を養う道徳教育を推し進める。

⑤ 保健室前にHeartful Box を設置し、生徒が悩みや相談したいことがあった時に、教育相談を申し込める環境を作る。

(2) いじめの早期解決に向けた、全教職員が一致団結した対応

① いじめ問題を発見したときには、早急にいじめ防止対策委員会を設け、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教職員およびスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応を協議し、的確に役割を分担し、いじめ問題の解決に向けて組織的に対応する。

② 情報収集を綿密に行い、事実を確認した場合は、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で、行為の善悪を理解させ、反省や謝罪を促す指導にあたる。

③ 傍観者の立場にいる生徒たちにも、いじめに加担していることと同じであるということを認識できるよう指導する。

④ 学校だけでなく、関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。

⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭等と連携を取りながら、改善に向けた取組を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を一層密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かしていく。

② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ110番」「いのちの電話」等の相談窓口の利用を促す。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできず、相当の期間(3ヶ月程度)いじめに係る行為が止んでいる状態が継続しており、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが必要である。

ただし、上記の場合であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

2週間に1回、管理職、生徒指導担当教職員及び養護教諭で、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、共通行動について話し合う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて、委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合、その場で適切な措置をとるとともに、管理職に報告する。また、状況によっては、臨時生徒指導委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により、迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときには、緊急生徒指導委員会を開催する。同委員会の参加メンバーは以下の通りとする。

管理職、生徒指導主事、PTA会長、高松型学校運営協議会委員 等

特に、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報するものとする。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、積極的に認知し、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、取組を適切に評価する。

(1) いじめの早期発見や積極的な認知に向けての取組に関するこ

(2) いじめを未然に防止するための取組に関するこ

(3) いじめを認知した後の取組に関するこ

※平成26年1月16日策定

※平成30年3月22日改訂

※平成27年3月16日改訂

※平成31年1月23日改訂

※平成28年1月6日改訂

※令和2年4月1日改訂